平成３０年（フ）第４５１号
札幌市厚別区厚別中央２条３丁目１番18―402号
債務者　豊川　恵子（旧姓明瀬）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４７１号
札幌市南区澄川３条２丁目５番10―２号フォレスト澄川301号
債務者　山口　篤
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４７６号
札幌市豊平区平岸３条４丁目７番20号　リンゴ公園ハイツ201号
債務者　吉澤　勝義
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４８２号
北海道千歳市青葉３丁目６番24号　コーポ太陽301号
債務者　加藤　陽子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４８６号
札幌市白石区南郷通11丁目南１番５号　Ｎ11―401号
債務者　橋本　繭美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５１号
北海道川上郡弟子屈町中央２丁目９番15―２号、申立前の住所北海道川上郡弟子屈町中央１丁目４番９―３号
債務者　西内　博光
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第５３号
釧路市喜多町９番17号　ｂｅｌｌ　ｆｌｏｗｅｒ　202
債務者　谷川　正人
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第５４号
釧路市昭和中央５丁目８番343号
債務者　田村　直美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第５９号
釧路市光陽町14番14号　ＨＥＲＯ　ＫＯＹＯ203号室、申立前の住所釧路市愛国西４丁目20番５号
債務者　我妻加奈子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第６３号
釧路市大楽毛西２丁目19番14号　すずらんコーポ102号、申立前の住所釧路市大楽毛西２丁目31番2304号　Ｋ－２　14号
債務者　前川　武良
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第７１号
群馬県高崎市上大類町1241番地　市住１棟10号
債務者　植原　由美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第７２号
群馬県高崎市中居町４丁目18番地３　田端ハイツ102号
債務者　堀口　龍也
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１８号
千葉県山武市成東2975番地31
債務者　佐々木恵美子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第３８号
千葉県山武市埴谷1525番地81
債務者　大澤　真一
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第４７号
千葉県大網白里市みずほ台２丁目26番地１グリーンコートみずほＡ―103
債務者　越川　伸一
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第７６号
静岡県御殿場市東田中１丁目２―11　コーポ鈴木Ｂ102、住民票上の住所静岡県御殿場市中畑499番地の40　蕪木沢コーポ102
債務者　與座真由美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係